

サウジアラビアの新専門会社法

(2019年10月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2019 年 10 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにて提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com



サウジアラビアの新専門会社法

サウジアラビアでは、National Transformation Plan 2020 が間近に迫り、Vision 2030 が大きく進展する中、同国の法制度は、戦略的なビジネス部門を規定する新たな法令の公布により、大きく変化しようとしています。こうした動きの中で、サウジアラビア政府の閣議では、2020年3月26日に発効する新たな専門会社法（New Professional Companies Law／以下、新専門会社法）が承認されました。本レポートでは、新専門会社法の主な条文とサウジアラビアで操業する事業体への影響について概説します。

1. 適用範囲

新専門会社法は、1991年8月28日付け勅令番号 M/4 により発効した 1991年専門会社法（1991年専門会社法）に、実質的に取って代わるものとなります。そして、新専門会社法と矛盾するあらゆる規則の条文については無効となります。

一般的に、新専門会社法は専門性の高いセクター（Professional Sector／以下、専門セクター）に係る規制の枠組みを定めるものです。また、所管規制当局により適用される行動規範や、登録およびライセンス発給にあたっての諸要件に従って、特定の学歴や技能、経験を満たした個人または専門機関が行うさまざまな専門的な業務（Profession(s)／以下、専門的業務）を規定するものです。

また、新専門会社法第2条は、専門的な会社（Professional Company／以下、専門会社）のことを、一つまたは複数の専門的業務を請け負うことのできるライセンスを取得している一人または複数の個人により設立された、あるいは特別の専門的な業務を提供する目的を持つ他の者との間で設立された、個別の法人格をもつ事業体と定義しており、その範囲は以下となります。

1. 1991年専門会社法の下で、サウジアラビア国内において、ライセンスが与えられ、また登録されているすべての General Partnership Companies (以下、GPC)。
2. 専門的業務を請け負うためのライセンスを取得しているサウジアラビアの自然人または法人。
3. 投資家や株主として専門会社に参加するサウジアラビアの自然人または法人。なお、共同責任を有する無限責任株主として専門会社に参加する GPC や Limited Partnership Companies (以下、LPC) については除外される (Non-Licensed Saudi investors／以下、ライセンスを保有しないサウジアラビアの投資家)。
4. 専門セクターに分類される特別なサービスを提供し、投資家や株主として専門会社に参加する非サウジアラビア法人（以下、法律上の外国人投資家）。

2. 法人形態

1991年専門会社法の下では、専門会社の設立にあたっての法人形態はGPCに限定されており、株主は法人のベールによる保護なしに、関連する会社のすべての継続的な事業運営、義務および負債について、一般的には共同かつ完全な責任を負っていました。今回、この規制が撤廃されたことで、新専門会社法第3条に基づき、専門会社を設立するには、以下の法人形態が可能となりました。

1. 複数の株主からなる Limited Liabilities Companies (LLC)
2. 単一の株主による LLC。但し、当該株主は専門セクターにおける関連する専門的業務を請け負うためのライセンスを所持していることが条件。
3. Joint Stock Companies
4. GPC および LPC

また、専門会社は、一つまたは複数の専門的業務を請け負うことができるライセンスを有する、一般的には一人もしくは複数のサウジアラビア自然人の株主がいる如何なる法人形態も選択することができます。なお、ライセンスを保有しないサウジアラビアの投資家および法律上の外国人投資家については、以下の規則等に従って専門会社の株主として参加することができます。

1. 2015年11月10日付けの勅令番号 M/03 に従って発行されたサウジアラビア会社法の下で特定されている個別の法人形態の下で適用される規則。
2. 新専門会社法のガイドラインとその実施規則。これはサウジアラビア官報において新専門会社法が公表された日付から 180 日以内に発令され、2020年3月26日には施行可能になると思われる。
3. 法律上の外国人投資家については、2000年4月9日付け勅令番号 M/1 に従い発布されたサウジアラビア外国投資法。

3. 株主構成

今後、実施規則において、法律上の外国人投資家とライセンスを保有しないサウジアラビア投資家に関して適用される最低限の株式保有比率が決定されることとなります。1991年専門会社法の下では、法律上の外国人投資家は一般的に専門会社の株式の75%まで所有することが認められており、他方、関連の専門的業務を実施するためには、最低25%の株式については有資格のサウジアラビア国民あるいはサウジアラビア国民が完全所有する事業体が所有していることが必要でした。しかし、幾つかの規制部門、とりわけエンジニアリングについては、サウジアラビア総合投資庁(以下、SAGIA)が、エンジニアリング分野において10年の事業歴をもつこ

と、また少なくとも四つの自国以外の国際市場において事業運営を行っているなどの特定の要件を満たすことを条件に、最近、完全な外国人所有権への門戸を開きました。

4. 事業範囲

一部の国際的な企業を除いて、1991年専門会社法では、専門会社が行うことのできる事業活動について、1つのセクターの特定のサービスに制限していました。しかし、新専門会社法はこの制限を撤廃し、専門会社は各セクターにおける諸要件を満たしていること、またサウジアラビアの所管する政府当局から必要なライセンスを取得していることを条件に、異なる事業活動の分野において複数の専門サービスを提供することができるようになりました（以下、認可活動）。

5. コンプライアンス委員会

新専門会社法では、商業投資大臣の決定により招集される特別委員会（以下、委員会）が設けられます。委員会は、少なくとも関連するサウジアラビアで適用される法を専門とする1名を含む3名以上の委員で構成されます。委員会の管轄領域は、新専門会社法違反と同法第24項で定める罰則の適用について監督することになります。委員会の運営指針ならびに委員の報酬については、商業投資大臣が公布する決議により決定されます。

6. 実務的な影響

2020年3月26日の新専門会社法の施行を受け、サウジアラビア市場で操業する専門会社および新しい投資家は、以下のことができるようになります。

1. 自社の事業活動に適していると思われる新専門会社法で認められた法人形態および株主構成のいずれかを選択して、現在の法人形態と株主構成を再構築する。
2. 専門会社は1つの事業体として、新専門会社法で定める認可活動に則して、様々な種類のサービスを請け負い、また提供することができるようになる。
3. サウジアラビアで適用される法に基づく可能な範囲で、ライセンスを保有しないサウジアラビアの投資家および法律上の外国人投資家は専門会社に株主として投資、参加することができる。適用される投資の要件については、実施規則により決定される。
4. エンジニアリング・セクターを除いて、法律上の外国人投資家に関しては、商業投資省(MoCI)が、SAGIAの関与なしに、サウジアラビアにおけるすべての専門会社にライセンスを与える最終的かつ管轄権を有する政府当局となる。

5. 高度なマネジメントコンサルティング活動を除いて、これまでに認可され、ライセンスが付与されているマネジメントコンサルティングサービスのすべては専門的な活動とみなされ、専門会社法に従って MoCI により直接ライセンスが付与されることになる。以前の法制下でライセンスが付与されたマネジメントコンサルティング会社は、その事業活動の内容を見直す必要があり、その事業活動を適切に編成するための可能な選択肢を決めるため、サウジアラビアの法律アドバイザーに相談する必要があります。

次のステップ

今後、新専門会社法の適用が十分に進むためにも、実施規則において具体的な指針と手続きに関する枠組みが十分に規定されることが期待されます。また、新専門会社法の発効日に先立ち、操業中のすべての専門事業体については、事業を再編成するためにも、新専門会社法の下における利用可能な法人形態、株主構成、認可活動について検討することが望まれます。サウジアラビアで設立されたマネジメントコンサルティングの事業体については、その事業活動が適用される規則に包括的に準拠していることを確認する必要があります。

以上